

(案)

気づき 支えあう しんじゆく

新宿区自殺対策計画

【素案】

<H30.11.2.版>

平成 30 (2018) 年●月

<目 次>

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の数値目標	2

第2章 新宿区における自殺の現状

1 統計データから見た新宿区の現状	4
2 自殺対策に関する調査結果(新宿区健康づくりに関する調査報告書より)	14

第3章 新宿区における自殺対策への取組

1 主な事業の体系	18
2 基本施策	20
(1) 地域におけるネットワークの強化	20
(2) 区民への啓発と周知	21
(3) 様々な問題や悩みに応える相談体制の充実	22
(4) 自殺対策を支える人材育成	24
(5) 自殺未遂者や遺された人への支援	25
3 重点施策	26
(1) 若年層への支援の強化	26
(2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援	27
(3) 高齢者への支援	28
4 生きる支援に関連する全事業一覧	29

第4章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進体制	38
2 計画策定経過	40

第5章 資料編

1 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)	41
2 新宿区自殺対策推進会議設置要綱	46
3 新宿区自殺総合対策会議設置要綱	48

第1章 計画策定の趣旨等

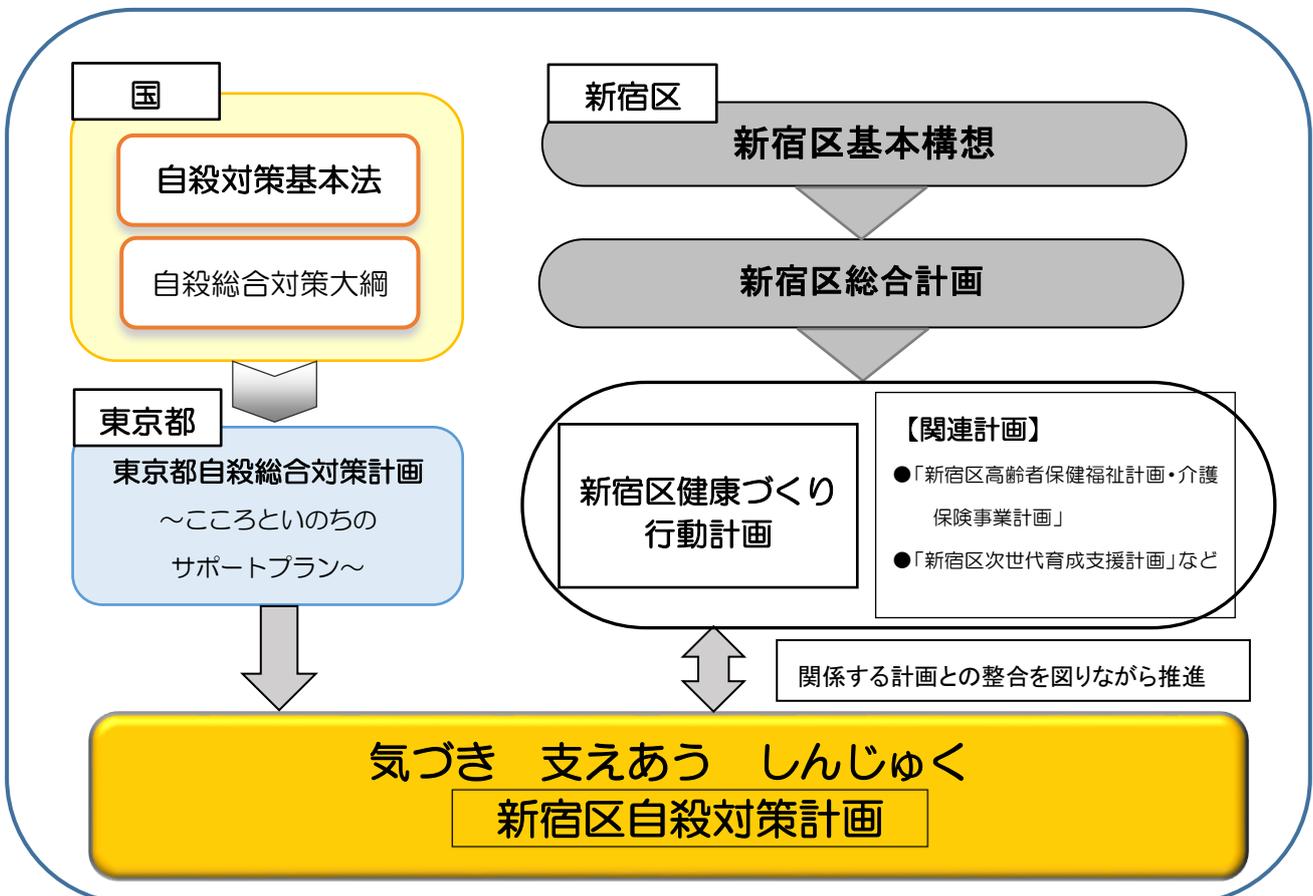
1 計画策定の趣旨

新宿区では、平成 18 年に公布された自殺対策基本法に基づき、平成 19 年度より庁内会議を設置し、自殺総合対策の取組を進めてきました。平成 21 年度には、学識経験者、地域の関係機関や団体、行政関係機関等を構成員とする「新宿区自殺総合対策会議」を立ち上げ、ネットワークの構築を図るとともに、相談支援体制の強化等に取り組んできました。

この度、平成 28 年に改正された自殺対策基本法において、すべての区市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられたことを受けて、新宿区のこれまでの取組に加え、区を挙げて自殺対策を推進するため、本計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。また、東京都自殺総合対策計画（平成 30 年 6 月策定）の内容を踏まえるとともに、区に関連する計画と整合を図っていきます。



3 計画の期間

国が定める自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改訂されていること、及び東京都自殺総合対策計画の計画期間が平成 34 年度までであることを踏まえ、本計画の期間は、平成 31（2019）年度から平成 34（2022）年度までの4年間とし、その後は5年に一度を目安に、社会情勢の変化を踏まえ、内容の見直しを行います。

4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通して最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、平成 29 年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、平成 38 年までに、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を、平成 27 年と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえつつ、本区においても、平成 27 年の年間の自殺死亡率 25.3 を、平成 38 年までにおおむね 30%以上減少させることを目指します。

＜自殺対策を通じて達成すべき目標値＞

※平成 38 年までに、自殺死亡率※を、平成 27 年と比べて 30%以上減少

平成 27（2015）年 25.3 → 平成 38（2026）年 17.7 以下

※自殺死亡率：（人口 10 万人当たりの自殺者数）

コラム

新宿区の自殺対策におけるこれまでの取組

新宿区では「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」に基づき、平成 19 年度より庁内会議である「自殺対策検討会」を、平成 21 年度には、医療機関や民間団体、警察・消防等関係機関を構成員とした「自殺総合対策会議」を設置し、各関係機関、団体等と連携しながら様々な取り組みを積極的に行ってきました。また、平成 26 年度には「自殺総合対策会議」の部会として「若者支援対策専門部会」を設置し、若年層への支援を強化してきました。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
会議体	● 自殺対策検討会											● 自殺対策推進会議	
			● 自殺総合対策会議										
								● 若者支援対策専門部会		→			● 自殺対策計画検討部会
主な取組	● 健康教育、相談事業、イベント等での普及・啓発を随時実施												
	←												
	・ 講演会や講座、各相談事業、イベント等で随時実施												
	● ゲートキーパー養成講座（平成 19 年度～）											→	
	・ 区職員・区民対象の養成講座（延 2,665 人養成 平成 29 年度末現在）												
● 「困りごと・悩みごと相談窓口一覧」作成・配布（平成 21 年度～）											→		
● 中央図書館における啓発（平成 22 年度～）											→		
・ 自殺対策強化月間(9月・3月)に合わせて展示スペースを設置し、関連書籍の紹介、リーフレットを配布													
● 若者向けイベントにおける啓発・周知（平成 23 年度～）											→		
・ 「若者のつどい」等の会場で相談窓口周知用冊子を配布													
・ 「ひとりで悩んでいるあなたへ」作成・配布（平成 27 年度～）													

第2章 新宿区における自殺の現状

1 統計データから見た新宿区の現状

実効性ある自殺対策を推進するには、地域の自殺の現状を正確に把握する必要があります。そのため新宿区では、国の自殺総合対策推進センターが各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」を活用するとともに、厚生労働省の「人口動態統計」、警察庁の「自殺統計」を活用して新宿区の特徴を分析するなど、多角的な視点で現状の把握に努めました。

【警察庁「自殺統計」と厚生労働省「人口動態統計」の比較】

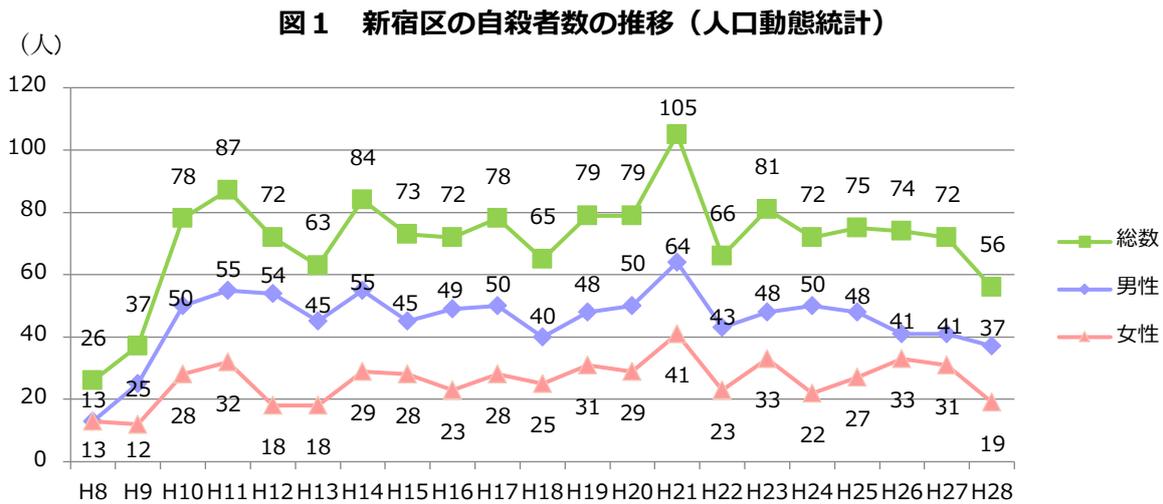
資料			調査対象	集計対象		手続き上の差異
				対象	時点	
警察庁 「自殺統計」	住居地	発見日	日本における外国人を含む総人口	住んでいた場所に基づく	死亡認知時点	警察の捜査等により、自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成して計上する。
		自殺日			死亡時点	
	発見地	発見日	発見された場所に基づく	死亡認知時点		
		自殺日		死亡時点		
厚生労働省 「人口動態統計」			日本における日本人	住民票の所在地に基づく	死亡時点	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は自殺に計上しない。

- ・新宿区の自殺の現状は、主に「自殺統計」（警察庁）と「人口動態統計」（厚生労働省）を使用しています。
- ・自殺の現状分析にあたっては、外国人居住者が多い区の特性を踏まえ、より実態に近い分析をするために、主に「自殺統計」（警察庁）を使用しました。なお、「自殺統計」（警察庁）については、「住居地・発見日」をベースとしたデータを用いて分析しました。
- ・「表1 年代別の主な死亡原因（平成24年度～28年度）」については、死亡原因に関するデータが「自殺統計」（警察庁）に無いため、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータを使用しています。

(1) 厚生労働省の人口動態統計に基づく自殺者数の推移

厚生労働省の人口動態統計に基づく自殺者数は、平成 27 年の 72 人と比べ、平成 28 年は 56 人と減少しました。

厚生労働省の人口動態統計による自殺者数の推移をみると、ここ数年は 70 人台で推移していましたが、平成 28 年は 56 人と減少しました（図 1）。

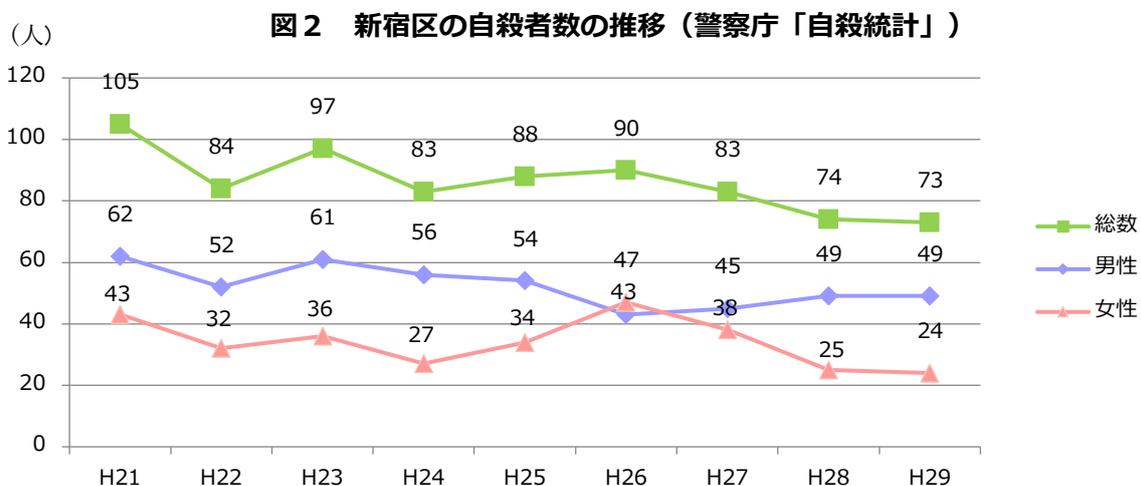


資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

(2) 警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移

警察庁の自殺統計に基づく自殺者数は、平成 28 年は 74 人、平成 29 年は 73 人と減少しました。

警察庁によれば、新宿区の自殺者数は平成 21 年以降、80~90 人前後で推移していましたが、平成 28 年は 74 人、平成 29 年は 73 人と減少しました（図 2）。



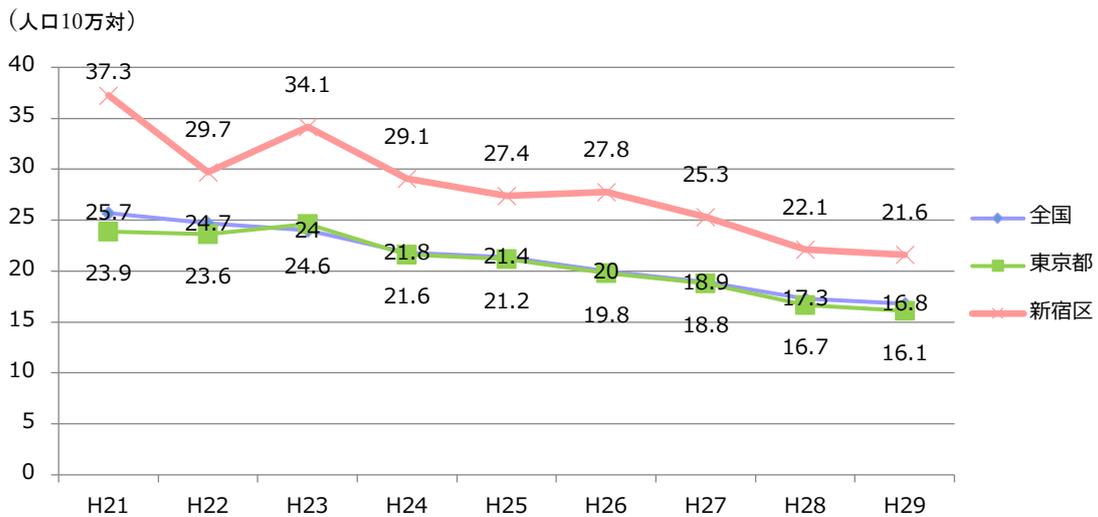
資料：警察庁「自殺統計」より作成

(3) 警察庁の自殺統計に基づく自殺死亡率（人口10万対）の推移

自殺死亡率は、全国や東京都と比べて高い水準が続いています。

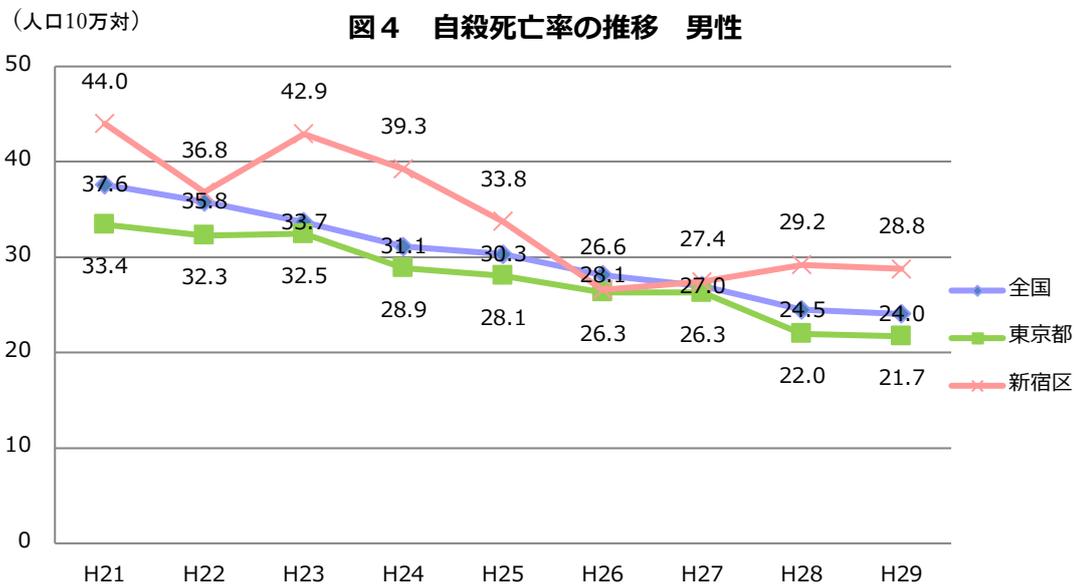
警察庁の自殺統計によれば、全国の自殺死亡率は、平成21年の25.7で低下し、平成29年は16.8となり、東京都も全国に近い値で推移しています。一方で、新宿区の自殺死亡率は、平成21年の37.3に対し、平成29年は21.6と減少傾向にあるものの、全国や東京都と比べて高い水準が続いています（図3）。

図3 自殺死亡率の推移 総数

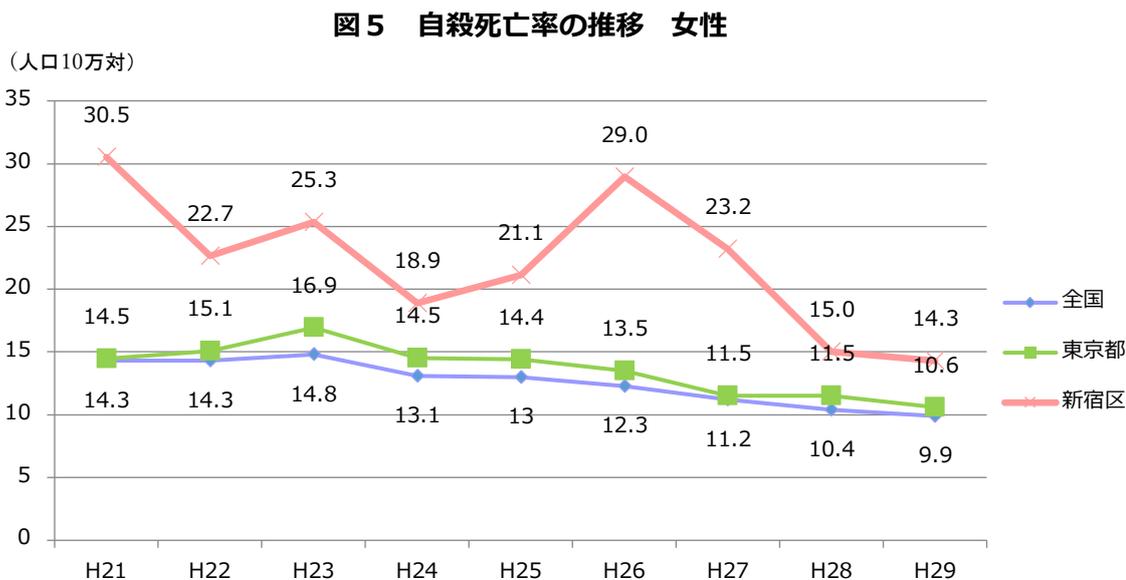


資料：警察庁「自殺統計」より作成

新宿区の自殺死亡率を男女別にみると、男性は平成 21 年の 44.0 と比べ、平成 29 年は 28.8 と減少しています。女性は平成 21 年の 30.5 と比べ、平成 29 年は 14.3 と減少したものの、全国や東京都と比べて高い状況が続いています（図 4、図 5）。



資料：警察庁「自殺統計」より作成



資料：警察庁「自殺統計」より作成

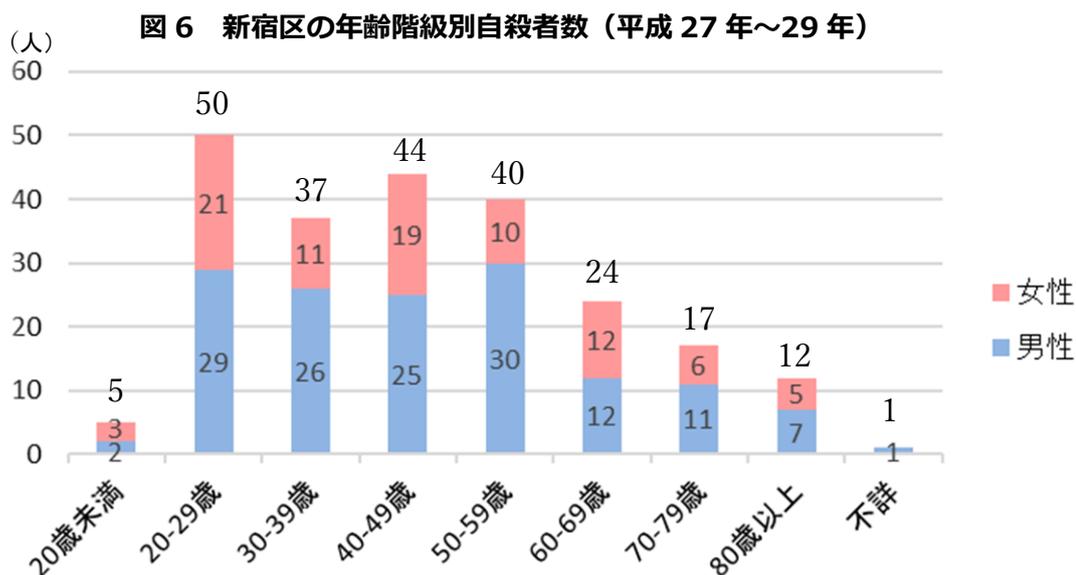
(4) 警察庁の自殺統計に基づく自殺の状況（性別・年齢階級別等）

① 平成 27 年～29 年の年齢階級別自殺死亡者数

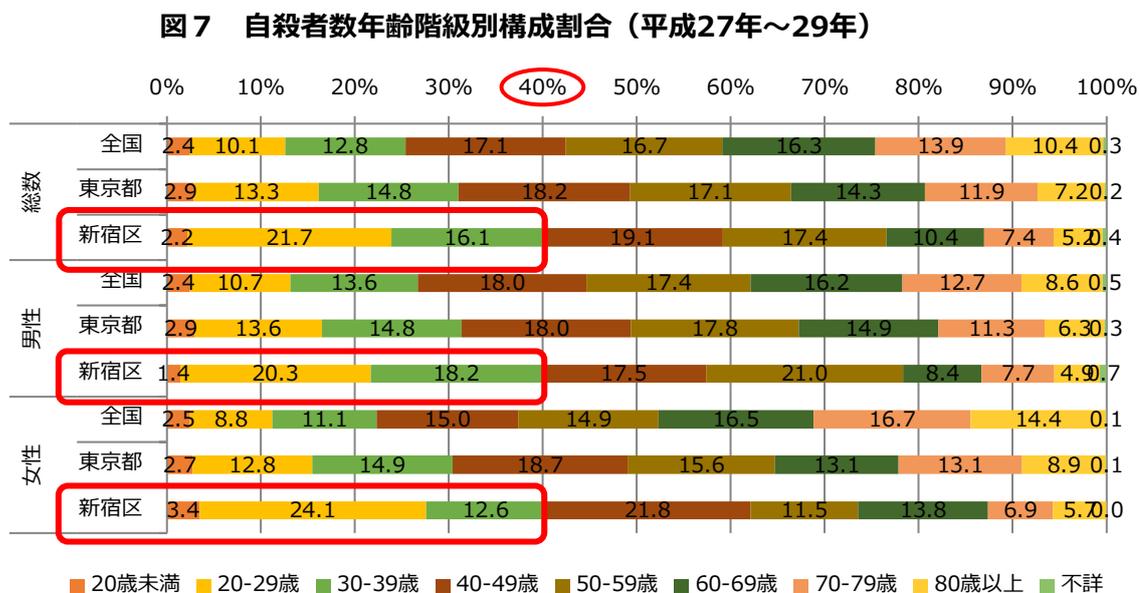
自殺者数は、20 歳代が一番多く、39 歳以下が全体の約 4 割を占めます。

平成 27 年～29 年の新宿区における自殺者数を年齢階級別にみると、20 歳代が一番多く、次いで 40 歳代、50 歳代、30 歳代と続いています（図 6）。

また、年齢階級別構成割合をみると、男性・女性ともに 39 歳以下が約 4 割を占め全国、東京都と比べて多くなっています（図 7）。



資料：警察庁「自殺統計」より作成

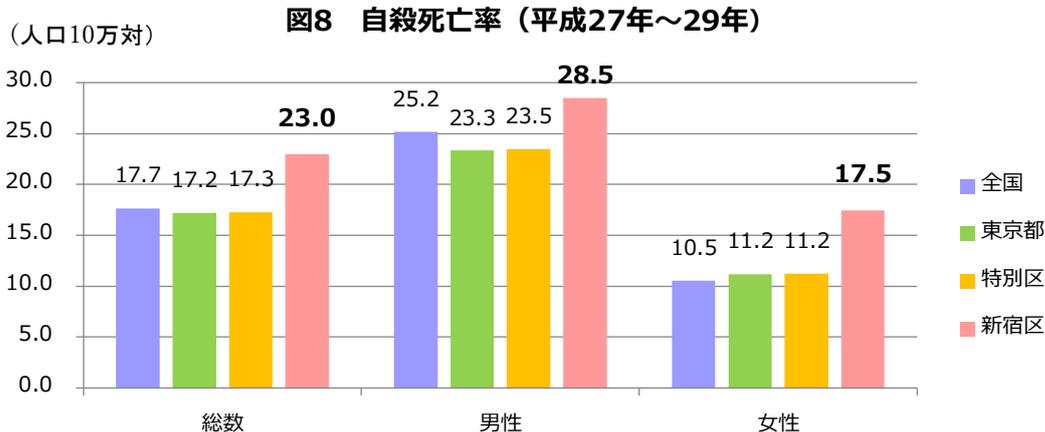


資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」、東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成

② 平成 27 年～29 年の性別自殺死亡率

自殺死亡率は、男性・女性ともに全国や東京都に比べて高い傾向にあります。

警察庁の自殺統計によれば、新宿区における平成 27 年～29 年の自殺死亡率は、総数 23.0、男性 28.5、女性 17.5 と、男性・女性ともに、全国・東京都・特別区と比べて高くなっています。特に女性は、全国や東京都の約 1.6 倍です（図 8）。



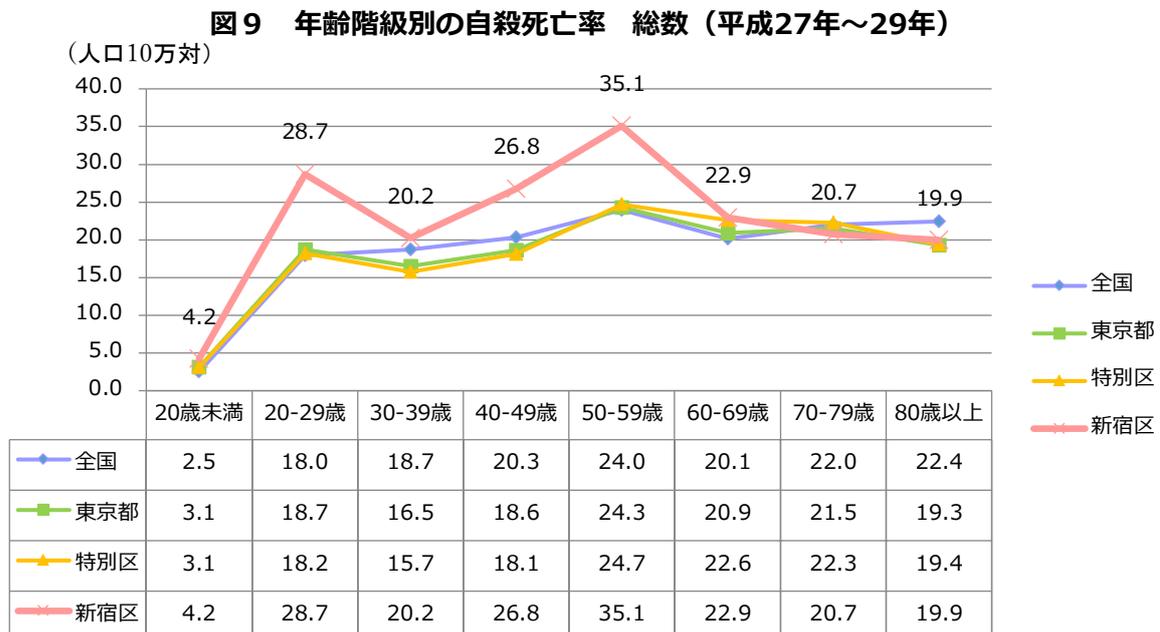
資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」、東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成

③ 平成 27 年～29 年の年齢階級別自殺死亡率（総数）

自殺死亡率は 50 歳代、20 歳代の順に高く、20 歳代は全国の約 1.6 倍です。

警察庁の自殺統計によれば、新宿区における平成 27 年～29 年の自殺死亡率を年齢階級別にみると、50 歳代が 35.1 と一番高く、次いで 20 歳代が 28.7、40 歳代が 26.8 と続いています。

70 歳以上を除くすべての年齢階級で、全国・東京都・特別区と比べて高くなっています（図 9）。

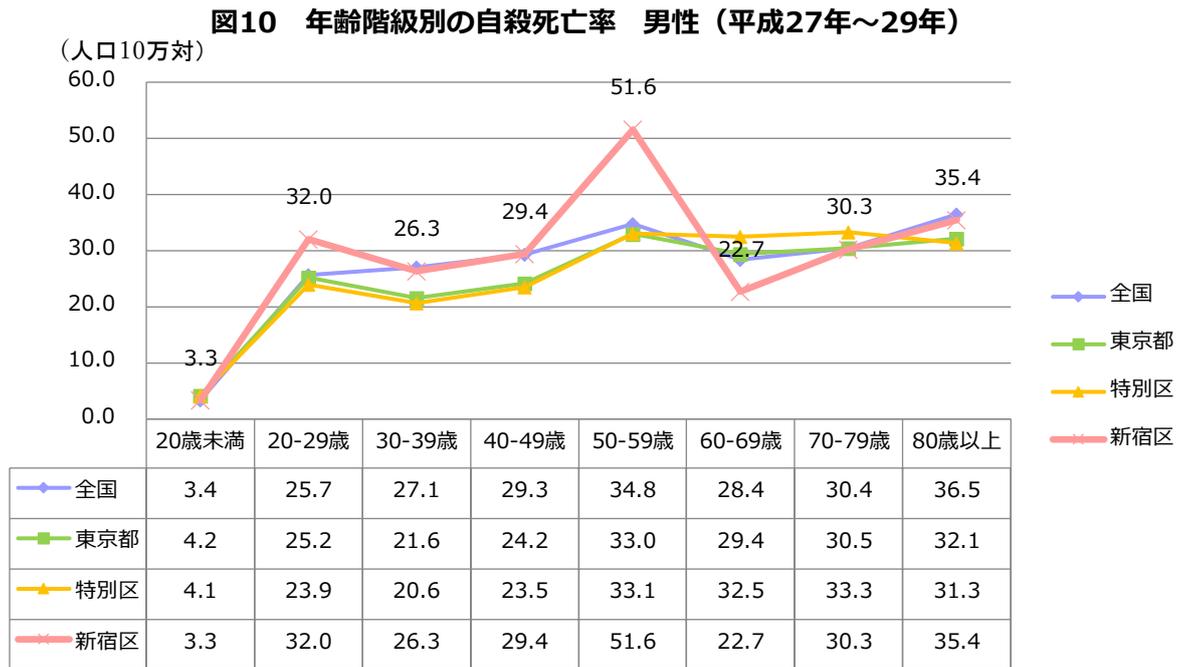


資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」、東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成

④ 平成 27 年～29 年の年齢階級別自殺死亡率（男性）

男性の自殺死亡率は、50 歳代、80 歳代、20 歳代の順に高く、50 歳代は全国の 1.5 倍、20 歳代は全国の 1.2 倍です。

警察庁の自殺統計によれば、新宿区における平成 27 年～29 年の男性の自殺死亡率を年齢階級別にみると、50 歳代が 51.6 と一番高く、次いで 80 歳代が 35.4、20 歳代が 32.0 と続いています（図 10）。

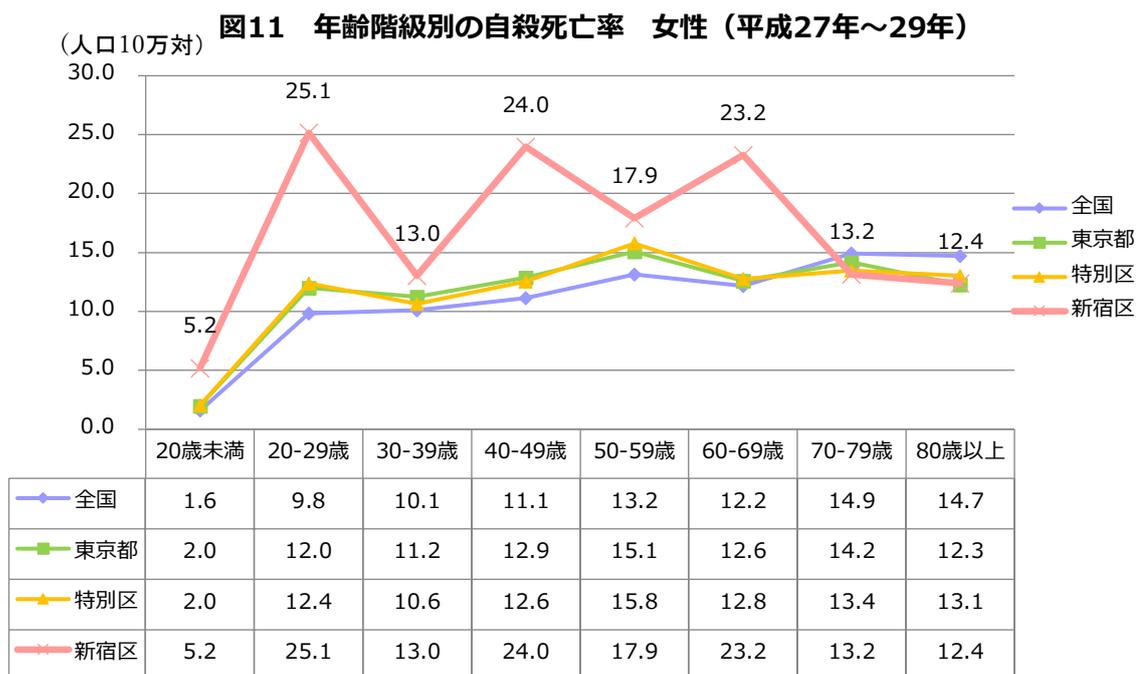


資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」、東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成

⑤ 平成 27 年～29 年の年齢階級別自殺死亡率（女性）

女性の自殺死亡率は、20 歳代、40 歳代、60 歳代の順に高く、20 歳代は全国の 2.6 倍です。

警察庁の自殺統計によれば、新宿区における平成 27 年～29 年の女性の自殺死亡率を年齢階級別にみると、20 歳代が 25.1 と一番高く、次いで 40 歳代が 24.0、60 歳代が 23.2 と続いています。70 歳以上を除くすべての年齢階級で、全国・東京都・特別区と比べて高く、20 歳代は全国と比べて約 2.6 倍となっています（図 11）。



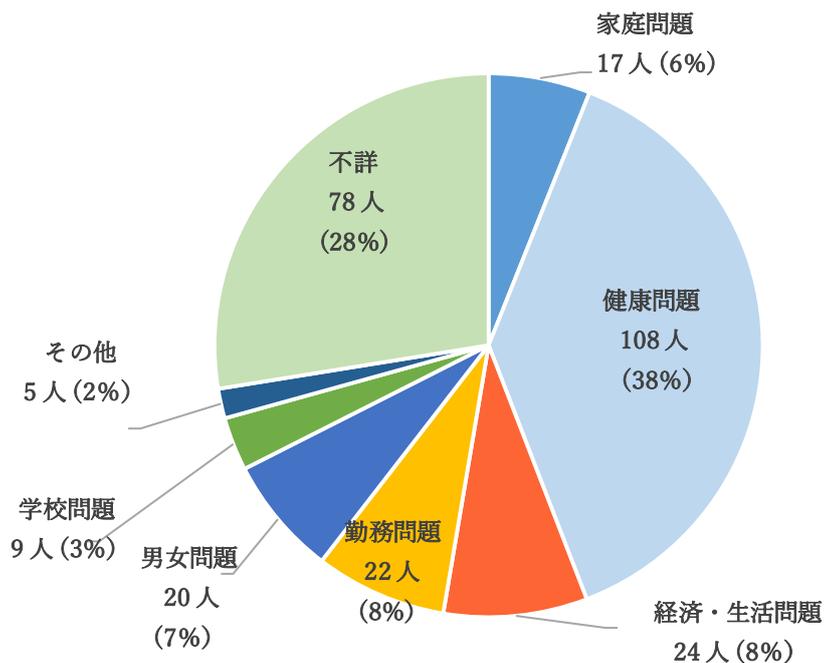
資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」、東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成

⑥ 平成 27 年～29 年の原因・動機別自殺者数

原因・動機別の自殺者数は、「健康問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」の順に多くなっています。

警察庁の自殺統計によれば、新宿区における平成 27 年～29 年の原因・動機別自殺者数は、「健康問題」108 人（38%）、「経済・生活問題」24 人（8%）、「勤務問題」22 人（8%）の順となっています（図 12）。

図12 原因・動機別自殺者数（平成27～29年）



資料：警察庁「自殺統計」より作成

(5) 厚生労働省の人口動態統計に基づく平成24年～28年の年代別の主な死亡原因

過去5年間の年代別の主な死亡原因は、20歳代・30歳代で、「自殺」が第1位となっています。

新宿区における平成24年～28年の年代別死亡原因を見ると、20歳代・30歳代の若年層で「自殺」が第1位となっています(表1)。

表1 年代別の主な死亡原因(平成24年度～28年度)

年代	1位(死亡者数)	2位(死亡者数)	3位(死亡者数)	死亡者総数
10代以下	肺炎(6)	不慮の事故(5)等(※)	自殺(3)等(※)	54人
20歳代	自殺(57)	他に分類されないもの(9)	不慮の事故(6)	93人
30歳代	自殺(66)	悪性新生物(29)	他に分類されないもの(11)	155人
40歳代	悪性新生物(107)	自殺(69)	心疾患(31)	341人
50歳代	悪性新生物(250)	心疾患(65)	脳血管疾患(52)	592人
60歳代	悪性新生物(819)	心疾患(169)	脳血管疾患(97)	1,637人
70歳代	悪性新生物(1,129)	心疾患(388)	脳血管疾患(213)	2,666人
80代以上	悪性新生物(1,616)	心疾患(1,328)	老衰(729)	7,256人

(※)死亡順位は死亡数の多いもの順としているが、同数の原因がある場合は「〇〇等」と表記した。

(※)本表の作成については、死亡原因に関するデータが「自殺統計」(警察庁)に無いため、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータを使用した。

資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

2 自殺対策に関する調査結果（新宿区健康づくりに関する調査報告書より）

新宿区では、「新宿区健康づくり行動計画」の策定にあたり、平成 28 年度に、区民 5,000 人を対象とした「新宿区健康づくりに関する調査」を実施しました。

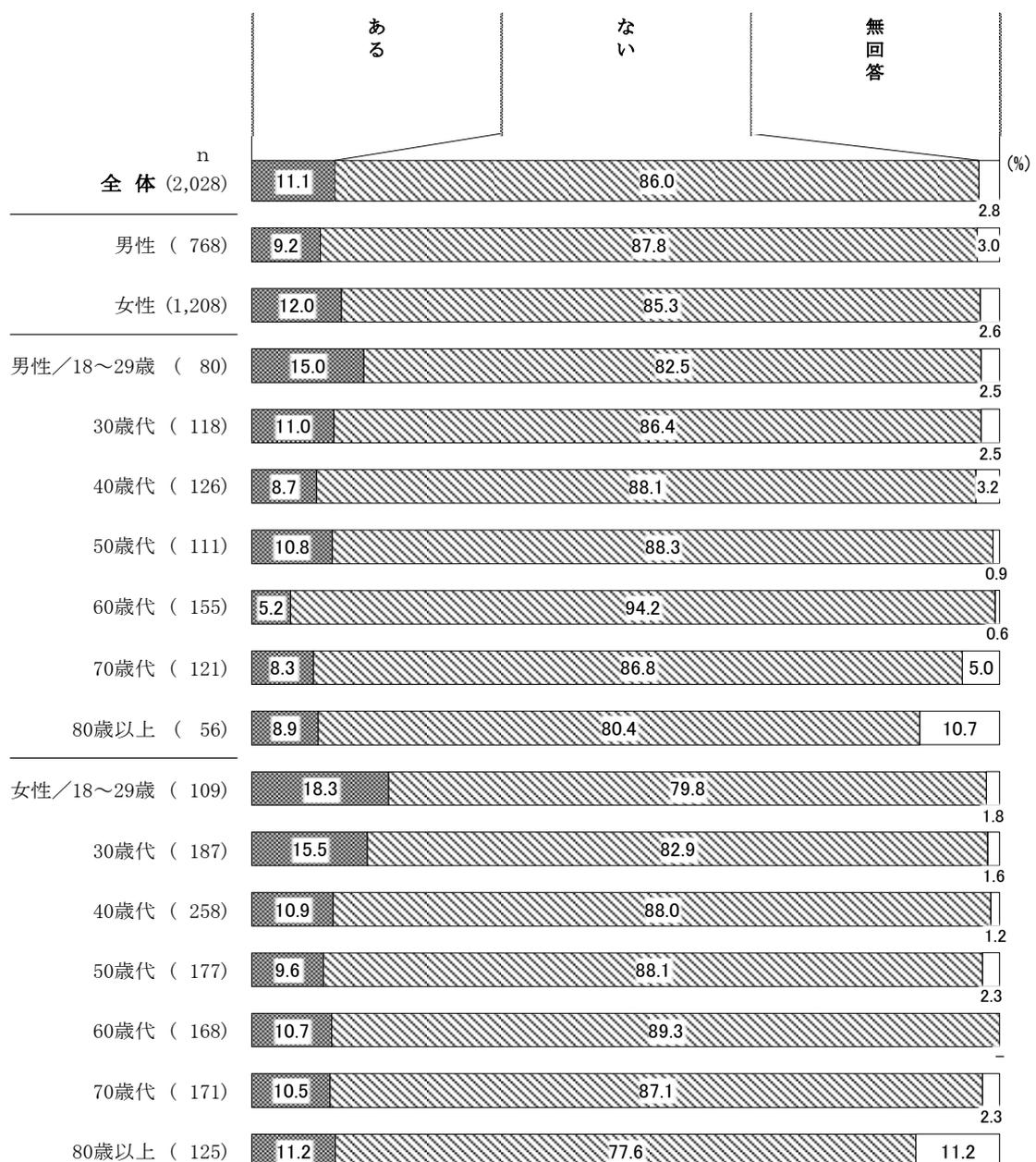
その調査結果で、自殺対策に関連する内容は以下のとおりです。

(1) この 1 年間で死にたいと考えたことの有無

この 1 年間で死にたいと考えたことが「ある」は、11.1%となっています。

性／年齢別でみると、「ある」は、男性では 18～29 歳が 15.0%とで最も高くなっています。女性では、18～29 歳が 18.3%と最も高く、30 歳代でも 15.5%となっています（図 12）。

図 12 この 1 年間で死にたいと考えたことの有無

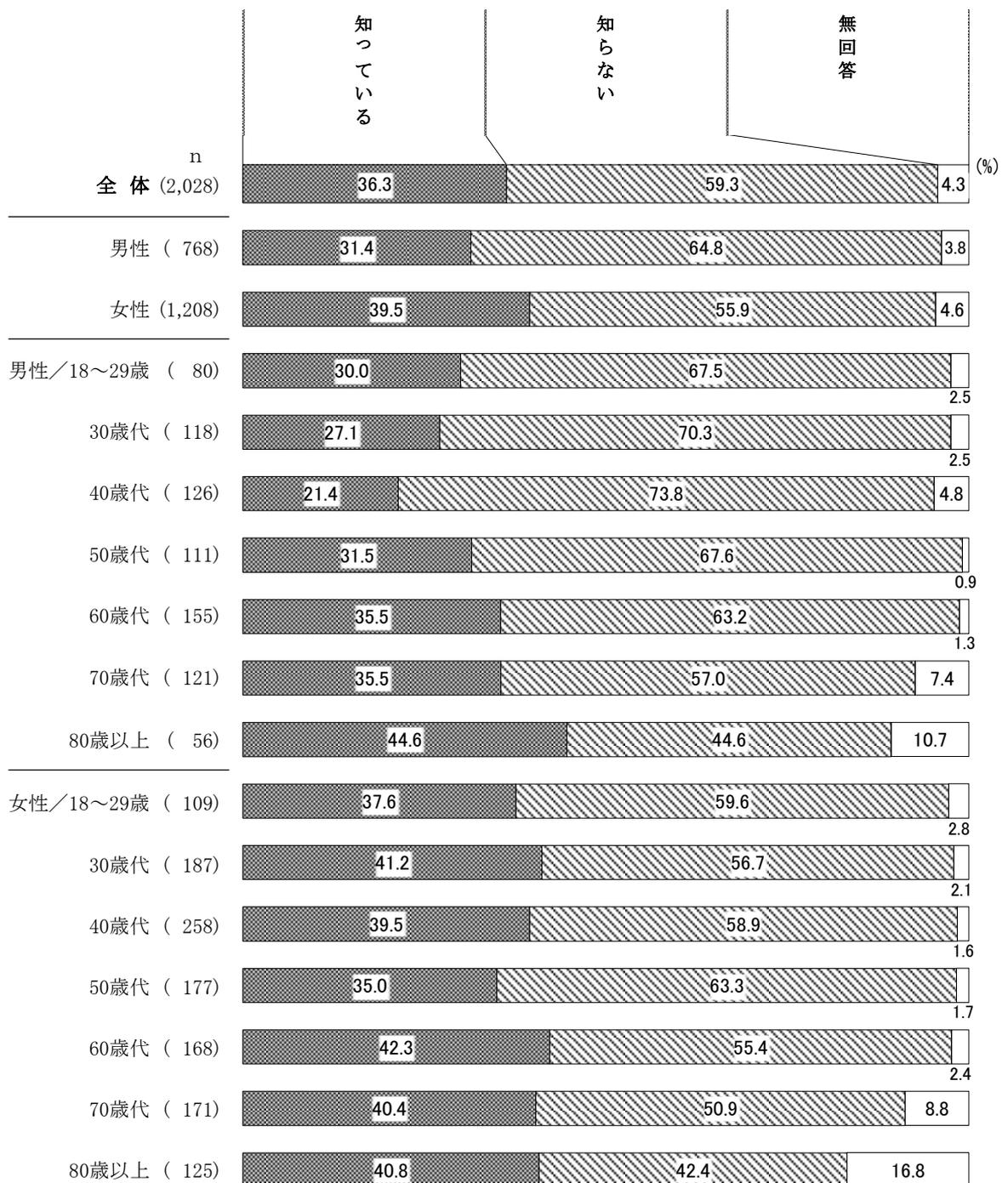


(2) こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口の認識

「知っている」が36.3%、「知らない」が59.3%となっています。

こころの問題について、気軽に相談できる場所・窓口（保健センター、保健所、精神神経科の専門医、かかりつけ医、こころの電話相談など）を知っているか尋ねたところ、「知らない」が全体の59.3%となりました（図13）。

図13 こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口の認識

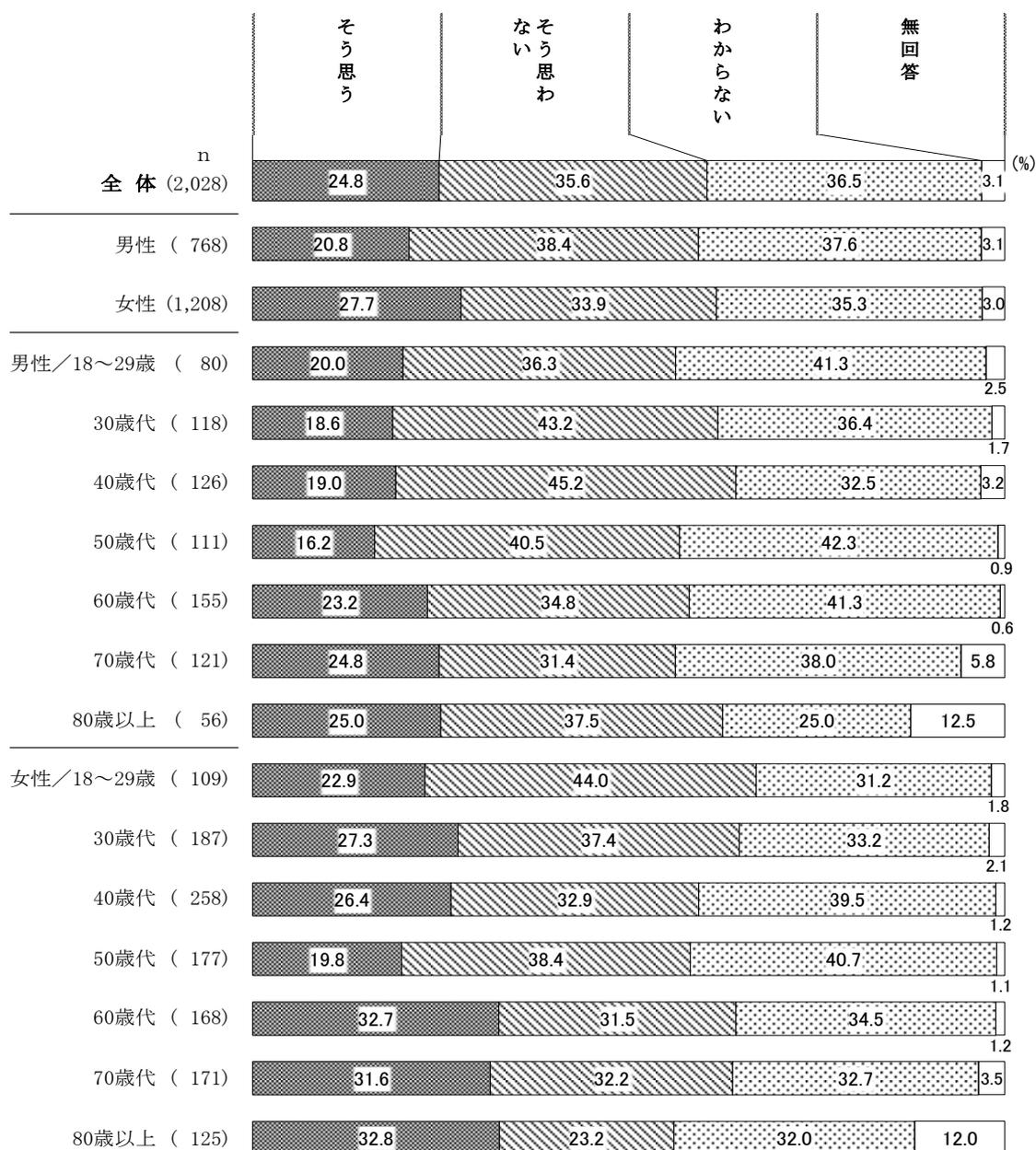


(3) 精神的な不調時の相談や早期治療についての認識

「そう思う」が24.8%、「そう思わない」が35.6%となっています。

「精神的に不調になったときに、すぐに相談や治療を受けるとするか」について尋ねたところ、「そう思う」は全体の24.8%、「そう思わない」が35.6%となっています。また、「わからない」という回答が36.5%でした（図14）。

図14 精神的な不調時の相談や早期治療についてのこの認識



新宿区における自殺の現状の主なポイント

① 全国や東京都と比べ、自殺死亡率が高い。

自殺者数、自殺死亡率ともに減少傾向にありますが、全国、東京都に比べて高く、引き続き自殺対策を推進していく必要があります。

② 若年層の自殺率が高く、39歳以下が全体の約4割を占める。

過去3年間の年齢階級別の自殺死亡者数は、20歳代の自殺者数が一番多く、また39歳以下が自殺者全体の約4割を占めており、全国、東京都と比べても若年層の占める割合が高くなっています。また、20歳代・30歳代の死亡原因は「自殺」が第1位であり、若年層への対策を強化する必要があります。

③ ところの問題について気軽に相談できる場所・窓口を知らない人が約6割を占める。

区民が気軽に相談でき、また、本人だけでなく身近な人が早めに気づき、相談につながる環境を整備することが必要です。

④ 自殺の要因で「経済・生活問題」を理由とする自殺者数は、「健康問題」の次に多い。

複数の問題を抱える生活困窮者の中には、自殺リスクを抱えている人もいるため、様々な支援を包括的に行うことが必要です。

⑤ 全体の自殺者数のうち、60歳以上は約23%となっている。

高齢者は、介護問題や孤立化、生活困窮等の複数の問題により自殺のリスクが高まる恐れもあるため、相談につながっていない高齢者を早期に発見し支援につなげる必要があります。



【主な課題】

- 若年層を中心に、区民一人ひとりが自殺やところの健康などについて正しい知識を持つとともに、特に生きづらさを抱えた若年層への支援を強化していくことが必要です。
- 地域における相談体制の充実と、相談窓口等をわかりやすく発信していくことが必要です。
- 身近な人の悩みやストレスを示すサインに気づき、適切な対応ができる人材（ゲートキーパー）をさらに増やすことが必要です。
- 様々な課題を抱える生活困窮者や高齢者等に対しては、適切な相談と包括的な支援が必要です。

第3章 新宿区における自殺対策への取組

新宿区では、自殺の現状分析から得られた課題に対応するため、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」を参考として、すべての区市町村が共通して取り組むべきものとされている「基本施策」と、新宿区の自殺の実態を踏まえた「重点施策」にまとめ、総合的に自殺対策への取組を進めていきます。

1 主な事業の体系

1 基本施策（すべての区市町村が共通して取り組むべきもの）

(1) 地域におけるネットワークの強化

- ① 「新宿区自殺対策推進会議」の運営
- ② 「新宿区自殺総合対策会議」の運営
- ③ 新宿区いのちのネットワーク
- ④ 働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会

(2) 区民への啓発と周知

- ① 相談窓口を紹介した冊子等を活用した、区民への情報周知
- ② 若者向けイベントにおける啓発・周知
- ③ 中央図書館における啓発
- ④ メディアを通じた普及・啓発

(3) 様々な問題や悩みに応える相談体制の充実

- ① 子どもと家庭の総合相談
- ② 高齢者とその介護者のための相談
- ③ 障害者のための相談
- ④ 生活困窮者の自立支援の推進
- ⑤ 多重債務特別相談
- ⑥ パートナーからの暴力に関する相談
- ⑦ 悩みごと相談室
- ⑧ 保健センターにおける健康相談
- ⑨ 在宅療養・がん療養に関する相談

(4) 自殺対策を支える人材育成

- ① ゲートキーパー養成研修（区職員向け）
- ② ゲートキーパー養成講座（区民向け）
- ③ （仮）自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修
- ④ 新宿区自殺防止対策相談窓口対応ハンドブックの作成・配布

(5) 自殺未遂者や遺された人への支援

- ① （仮）自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修
- ② 遺族者支援用リーフレットの作成・配布

※(仮)は現在検討中の事業です。

2 重点施策（新宿区の自殺の実態を踏まえた取組）

(1) 若年層への支援の強化

- ① （仮）相談窓口自動案内とハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業
- ② （仮）若者の相互支援によるゲートキーパーの育成
- ③ （仮）自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修
- ④ 相談窓口を紹介した冊子等を活用した、区民への情報周知
- ⑤ 若者向けイベントにおける啓発・周知
- ⑥ こころの健康に関する普及啓発パンフレット・リーフレットの作成・配布（10歳代向け）
- ⑦ 出産・子育て応援事業
- ⑧ 親と子の相談室
- ⑨ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援

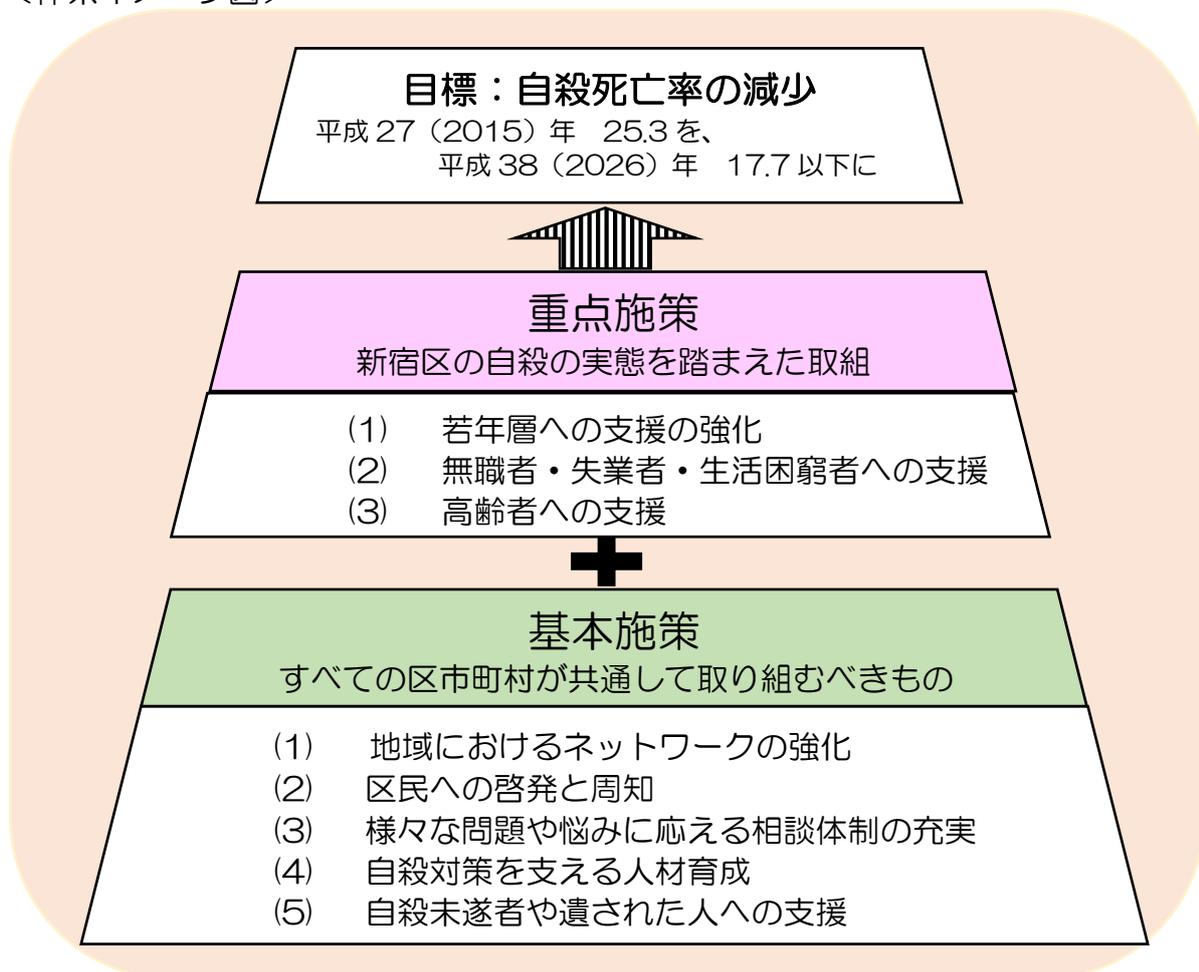
- ① 生活困窮者の自立支援の推進

(3) 高齢者への支援

- ① 高齢者総合相談センターの運営
- ② 高齢者総合相談センターの機能の充実

※(仮)は現在検討中の事業です。

<体系イメージ図>



2 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

区をあげて自殺対策を推進するため、庁内及び関係機関との連携及びネットワークの強化を図っていきます。

また、様々な事業目的に応じて地域に展開しているネットワーク等を活用し、自殺対策に資する取組が進められるよう、連携強化に努めていきます。

【主な事業】

事業名	事業概要（担当課）
「新宿区自殺対策推進会議」の運営	区長を会長とし、関係部長等を構成員とする庁内の会議体として「新宿区自殺対策推進会議」を設置・運営し、自殺対策計画の策定や、庁内全体の連携及び総合的な自殺対策の推進について協議します。（健康政策課）
「新宿区自殺総合対策会議」の運営	区内の相談体制の強化及びネットワークの構築を目的に、学識経験者、医療・福祉等の関係機関、若者支援団体等の委員で構成し、情報共有や施策に係る提言等を行います。（健康政策課）
新宿区いのちのネットワーク	経済的困窮や社会的孤立などのため支援を必要とする方の情報を的確に把握し、迅速かつ適切に必要な支援につなげることができるよう、庁内及び関係団体間のネットワークを構築・運営します。（地域福祉課）
働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会	就労支援、医療、行政等の関係機関同士がネットワークを強化することで、ストレスに対処できる環境をつくります。（保健予防課）

(2) 区民への啓発と周知

区民に対して、様々な媒体を活用して、相談機関や相談窓口の周知を図るとともに、「若者のつどい」などのイベントの機会を捉えて、自殺対策の周知を行います。

また、9月と3月の自殺対策強化月間には、広報媒体や図書館等との連携により、自殺対策の周知・啓発活動を行っていきます。

【主な事業】

事業名	事業概要（担当課）
相談窓口を紹介した冊子等を活用した、区民への情報周知	自殺予防対策として、悩みを抱えた区民が早期に相談窓口につながるよう、相談先を掲載した冊子等を作成配布するとともに、庁内関係部署が主催するイベント等で相談窓口の周知を図ります。（健康政策課）
若者向けイベントにおける啓発・周知	若者向け相談窓口周知用冊子を作成し、「若者のつどい」や「はたちのつどい」など、若者を対象としたイベントにおいて配布し、相談窓口の周知を図ります。（健康政策課）
中央図書館における啓発	自殺対策強化月間（9月・3月）に合わせて、中央図書館に自殺対策や自殺予防に資する展示スペースを設置し、関連書籍の紹介を行います。また、映画上映会でも相談窓口の周知を図る機会とするとともに、各区立図書館においても関連資料の収集を行います。（健康政策課、中央図書館）
メディアを通じた普及・啓発	自殺対策強化月間（9月・3月）に合わせて、自殺対策に関する情報を、区ホームページ、広報しんじゅく、ツイッターなど、様々なメディアを活用して発信します。（健康政策課、区政情報課）

【 新宿区で作成している配布物 】



(3) 様々な問題や悩みに応える相談体制の充実

自殺の要因は、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など多岐にわたるとともに、個人の考え方や感じ方などが複雑に関係しています。新宿区では様々な問題や悩みに対応する相談窓口を設置し、個々の相談に対して、早期に適切な対応が図れるよう努めています。

また、相談窓口等の周知についても、あらゆる機会を捉え、様々な手法で関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

【主な事業】

事業名	事業概要（担当課）
子どもと家庭の総合相談	子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センターでは、子育て家庭の多様なニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートするとともに、子育ての悩みや不安に関する相談に応じて適切なサービスにつないでいきます。また、子どもの育ちの環境が適切に確保されるよう、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。 (子ども総合センター)
高齢者とその介護者のための相談	区内10か所の高齢者総合相談センターで、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の資格を持った職員が連携しながら相談業務等を実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で暮らしを継続できるよう支援していきます。(高齢者支援課)
障害者のための相談	障害者がいつでも相談ができ、地域で安心して生活ができるよう、障害者の地域生活を支えるための拠点として「区立障害者福祉センター（身体）」、「区立障害者生活支援センター（精神）」及び「シャロームみなみ風（知的）」で土・日曜日も含め、相談支援を実施します。(障害者福祉課)
生活困窮者の自立支援の推進	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困っている方からの相談に対応する「生活支援相談窓口」を設置し、自立相談支援事業、居住確保給付金の支給及び就労準備支援事業等の各種支援事業を実施します。 (生活福祉課・生活支援担当課)
多重債務特別相談	深刻化する多重債務問題を総合的に解決するため、月1回、弁護士、生活支援相談員、消費生活相談員等による総合的な多重債務特別相談を行います。(消費生活就労支援課)

事業名	事業概要（担当課）
パートナーからの暴力に関する相談	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者からの相談や証明書の発行、保護命令の申し立ての支援など、被害者の保護及び自立に向けた様々な支援を行います。（男女共同参画課）
悩みごと相談室	さまざまな悩みごとを、問題解決に向けて相談員と一緒に考えます。また、区・都の関係機関、警察、各種団体などで構成される女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、関係機関との連携を強化します。（男女共同参画課）
保健センターにおける健康相談	乳幼児から高齢者まですべての区民を対象に、健康な地域づくりを目指して、病気や障害の有無に関わらず自分にあった健康生活を維持・増進できるよう、保健師、栄養士、歯科衛生士が生活の中の健康問題及び支援を行います。（保健センター）
在宅療養・がん療養に関する相談	「在宅医療相談窓口」では、区民が安心して在宅療養できるよう、医療を中心としたさまざまな相談に対応します。また、「がん療養相談窓口」では、がん療養に関する相談を受け、必要な調整や情報提供を行います。（健康づくり課）

(4) 自殺対策を支える人材育成

自殺対策を推進するうえで、人材の育成は、取組の基礎となる重要なものです。新宿区では、職員研修の一環として、ゲートキーパー養成研修を平成 19 年度から実施しており、受講者数（区職員、区民）は平成 29 年度末現在で 2,665 人となりました。

今後も関係機関と連携・協力し、区民等を対象としたゲートキーパー養成研修等を行うことで、「身近な支え手」を増やしていきます。

【主な事業】

※(仮)は現在検討中の事業です。

事業名	事業概要（担当課）
ゲートキーパー養成研修 （区職員向け）	自殺のリスクを抱えた区民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える職員を育成するために、新任研修、主任主事昇任時に、ゲートキーパー養成研修を実施し、自殺対策やゲートキーパーに関して正しく学ぶ機会とします。（健康政策課）
ゲートキーパー養成講座 （区民向け）	身近な地域で支え手となる区民を養成することで、誰もが自然にゲートキーパーとしての役割が取れるようなつながりのある地域づくりを目指します。（健康政策課）
(仮) 自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修	保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、養護教諭、臨床心理士等、自殺リスクのある若者に接する可能性がある専門職員向けに研修を行い、自殺の危機介入への適切な対応を身に付ける研修を実施します。（健康政策課）
新宿区自殺防止対策相談窓口 対応ハンドブックの作成・配布	区民に対し、職員一人ひとりがゲートキーパーとなり丁寧に困りごとや悩みごとの解決に向けて対応していくために、関係各課及び関係機関のより良い連携を目指して作成・配布します。（健康政策課）

(5) 自殺未遂者や遺された人への支援

自殺未遂者や希死念慮のある人への対応については、東京都が実施する「自殺未遂者対応地域連携支援事業（こころといのちのサポートネット）」を活用するなど、医療機関への受診や支援体制の確保を図ります。

また、保健師等の専門職員に対し、自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援方策等の研修を実施し、地域の支援力の強化を図ります。

遺された人への支援については、これまでの取組を継続しつつ、支援方策等について検討を進めていきます。

【主な事業】

※(仮)は現在検討中の事業です。

事業名	事業概要（担当課）
(仮) 自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修	保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、養護教諭等、自殺リスクのある若者に接する可能性がある専門職員向けに研修を行い、自殺の危機介入への適切な対応を身に付ける研修を実施します。（健康政策課）
遺族者支援用リーフレットの作成・配布	自殺が遺族等に及ぼす深刻な心理的影響や経済的影響が緩和されるように、相談窓口等を掲載した遺族者支援用リーフレット「大切な人を亡くされたあなたへ」を作成し、平成 22 年度から区の施設や関係機関等で配布しています。（健康政策課）

コラム

ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

《ゲートキーパーの役割》

気 づ き：家族や仲間、身近な人などの変化に気づいて、声をかける

受 け 止 め：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つ な ぎ：早めに専門家に相談するように促す

見 守 る：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

資料：「ゲートキーパー養成研修用テキスト」内閣府

3 重点施策

(1) 若年層への支援の強化

【現状】

新宿区における、過去3年間（平成27年～29年）の自殺死亡者数（230人）のうち、20歳代が50人と最も多く、39歳以下が全体の約4割を占めています。年齢階級別構成割合でも、男性・女性ともに39歳以下が約4割を占め、全国、東京都と比較して高い傾向にあります。

また、女性の自殺死亡率は20歳代が25.1と、全国の2.6倍となっています。女性は、子育てへの不安やストレスなどによってこころの不調が生じることもあるため、こころの負担を軽減する支援が必要となります。

若年層への取組として、平成26年度に「新宿区自殺総合対策会議」の部会として「若者支援対策専門部会」を設置し、若者を支援するための具体的な施策等の検討を進め、若者向け相談窓口周知用冊子「ひとりで悩んでいるあなたへ」を作成し、平成27年度から区の施設や関係機関、区内の漫画喫茶等で配布するなどの取組を行っています。

【今後の方向性】

今後は、インターネットを活用した相談支援体制の強化や、若者自身が身近な相談者になり、支え手として相互に相談に応えられる人材育成、児童・生徒のSOSの出し方をはじめとする教育の推進など、若年層への支援を強化していきます。

【主な事業】

※(仮)は現在検討中の事業です。

事業名	事業概要（担当課）
(仮) 相談窓口自動案内とハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業	インターネットで自殺に関することを検索した人に広告を掲載し、特設サイト上でその人に最適な社会資源を紹介し、生活課題の解決を支援します。（健康政策課）
(仮) 若者の相互支援によるゲートキーパーの育成	学生（主に大学生）を対象とし、「ストレスや悩みをセルフケアする力」と、「身近な人の悩み相談に応える力」を学ぶ内容で若者の身近な支え手を増やし、若者の自殺予防を推進します。（健康政策課）
(仮) 自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修	保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、養護教諭等、自殺リスクのある若者に接する可能性がある専門職員向けに研修を行い、自殺の危機介入への適切な対応を身に付ける研修を実施します。（健康政策課）
相談窓口を紹介した冊子等を活用した、区民への情報周知	自殺予防対策として、悩みを抱えた区民が早期に相談窓口につながるよう、相談先を掲載した冊子等を作成配布するとともに、庁内関係部署が主催するイベント等で相談窓口の周知を図ります。（健康政策課）
若者向けイベントにおける啓発・周知	若者向け相談窓口周知用冊子を作成し、「若者のつどい」や「はたちのつどい」など、若者を対象としたイベントにおいて配布し、相談窓口の周知を図ります。（健康政策課）

事業名	事業概要（担当課）
こころの健康に関する普及啓発パンフレットの作成・配布（10歳代向け）	こころの健康について正しく理解し、こころの不調に本人や周囲の人が早めに気づいて対応できるように、ストレスへの対処方法や相談先等が掲載されたパンフレット「気づいて！こころのSOS」による普及啓発を行います。（保健予防課・保健センター・健康政策課）
出産・子育て応援事業	妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康保持の増進、産後うつ予防、虐待防止を図るため、すべての妊婦が、妊娠期から保健師等の専門職に相談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。（健康づくり課・保健センター）
親と子の相談室	子育ての疲れや精神的な問題、親と子が抱える悩みについて精神科医やカウンセラーが相談、助言を行います。（東新宿保健センター）
児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	平成30年度から、区立小学校、中学校、特別支援学校において、命の大切さ、様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるためのSOSの出し方に関する教育をDVD教材等を活用して実施します。（教育指導課）

（2）無職者・失業者・生活困窮者への支援

【現状】

新宿区における、過去3年間（平成27年～29年）の自殺死亡者数（230人）のうち、「経済・生活問題」を理由とする自殺者の数は24人で、「健康問題」の次に高い要因となっています。また、社会的にも心理的にも負担を抱えることが多い働きざかりの50歳代での自殺者数は40人で、そのうち男性が75%を占めています。

【今後の方向性】

複数の問題を抱える生活困窮者等の中には、自殺リスクを抱えている人もおり、生活扶助等の経済的な支援だけでなく、福祉と医療・保健等の分野が連携して、様々な支援を包括的に行っていきます。

【主な事業】

事業名	事業概要（担当課）
生活困窮者の自立支援の推進	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困っている方からの相談に対応する「生活支援相談窓口」を設置し、自立支援相談事業、住居確保給付金の支給及び就労準備支援事業等の各種支援事業を実施します。（生活福祉課、生活支援担当課）

(3) 高齢者への支援

【現状】

新宿区における、過去3年間（平成27年～29年）の自殺死亡者数（230人）のうち、60歳以上の自殺死亡者数は53人で、全体の約23%となっています。今後も高齢化が進展することに伴い、高齢期における自殺予防対策は重要な事項です。

【今後の方向性】

介護問題や孤立化、生活困窮など、様々な課題を抱えているにも関わらず、相談につながっていない高齢者を、地域において早期に発見し支援していくために、高齢者総合相談センターが中心となって取組を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要（担当課）
高齢者総合相談センターの運営	区内10か所の高齢者総合相談センターで、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の資格を持った職員が連携しながら相談業務等を実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で暮らしを継続できるよう支援していきます。（高齢者支援課）
高齢者総合相談センターの機能の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、相談体制の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して、関係機関との連携強化を図り、地域ネットワークの構築を進めます。（高齢者支援課）

4 生きる支援に関連する全事業一覧

【1 基本施策】

(1) 地域におけるネットワークの強化

★印は「主な事業」として掲載している事業です。

No.	事業名	事業概要	担当課
1	★「新宿区自殺対策推進会議」の運営	区長を会長とし、関係部長等を構成員とする庁内の会議体として「新宿区自殺対策推進会議」を設置・運営し、自殺対策計画の策定や、庁内全体の連携及び総合的な自殺対策の推進について協議します。	健康政策課
2	★「新宿区自殺総合対策会議」の運営	区内の相談体制の強化及びネットワークの構築を目的に、学識経験者、医療・福祉等の関係機関、若者支援団体等の委員で構成し、情報共有や施策に係る提言等を行います。	健康政策課
3	★新宿区いのちのネットワーク	経済的困窮や社会的孤立などのため支援を必要とする方の情報を的確に把握し、迅速かつ適切に必要な支援につなげることができるよう、庁内及び関係団体間のネットワークを構築・運営します。	地域福祉課
4	★働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会	就労支援、医療、行政等の関係機関同士がネットワークを強化することで、ストレスに対処できる環境をつくります。	保健予防課
5	自殺総合対策の推進	誰も自殺に追い込まれることがないよう、地域連携の強化、相談支援体制の強化、職員の人材育成、区民への普及啓発等を行います。	健康政策課
6	新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク	教育、福祉、保健、就労支援等の、子どもと家庭・若者支援関係機関のより効果的な連携を図るために設置・運営しています。	子ども総合センター
7	新宿区障害者自立支援ネットワーク	障害者及び家族に対する支援を適切に実施するために、区内の障害者支援の関係機関・事業所等の連携を確保する取組を行います。また、身体障害者、知的障害者、精神障害者、家族からの相談に応じ、必要な援助を行います。	障害者福祉課

(2) 区民への啓発と周知

No.	事業名	事業概要	担当課
8	★相談窓口を紹介した冊子等を活用した、区民への情報周知	自殺予防対策として、悩みを抱えた区民が早期に相談窓口につながるよう、相談先を掲載した冊子等を作成・配布するとともに、庁内関係部署が主催するイベント等で相談窓口の周知を図ります。	健康政策課
9	★若者向けイベントにおける啓発・周知	若者向け相談窓口周知用冊子を作成し、「若者のつどい」や「はたちのつどい」など、若者を対象としたイベントにおいて配布し、相談窓口の周知を図ります。	健康政策課
10	★中央図書館における啓発	自殺対策強化月間（9月・3月）に合わせて、中央図書館に自殺対策や自殺予防に資する展示スペースを設置し、関連書籍の紹介を行います。また、映画上映会でも相談窓口の周知を図る機会とするとともに、各区立図書館においても関連資料の収集を行います。	中央図書館 健康政策課
11	★メディアを通じた普及・啓発	自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせて、自殺対策に関する情報を、区ホームページ、広報しんじゅく、ツイッターなど、様々なメディアを活用して発信します。	健康政策課 区政情報課
12	広聴活動	区民意識調査、区政モニターなどを通じて区民の意向、生活意識等を把握し、今後の区政運営に反映していきます。調査結果はホームページで公開します。また、法律相談を始め各種相談を行い、区民生活の安定を図ります。	区政情報課
13	広報活動	区広報紙（点字版・声の広報を含む）、区ホームページ、映像による広報、定例記者会見、パブリシティ活動、広報車、「くらしのガイド」等により、区政に関する情報のほか、区内の行事や地域の話題等を提供します（自殺対策関連の記事も掲載）。	区政情報課
14	区政情報センターの運営	区政情報センターでは、区政に関する区民等からの相談や区政情報の提供を行います。（自殺防止に関するパンフレットなども配架）	区政情報課
15	外国人への情報提供	外国人に対して生活に必要な行政情報や地域情報、日本の文化・習慣に関する情報を提供するため、新生活スタートブック・外国人住民のための生活情報紙・外国語広報紙「しんじゅくニュース」の発行・外国人向け生活情報ホームページ・外国語版SNSの運営等を行います。	多文化共生 推進課

No.	事業名	事業概要	担当課
16	障害を理由とする差別の解消の推進	<p>障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けて、障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の推進や、区民への啓発活動を行います。</p> <p>また、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害者やその家族からの相談事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的に推進していきます。</p>	障害者福祉課
17	若者のつどい	20代・30代を中心とした若者に、行政やNPOをはじめ地域で活動している団体などを知ってもらうとともに、若者同士が出会い、交流しながらつながるきっかけをつくるイベントを実施します。	男女共同参画課
18	こころの健康づくり	ライフステージに応じたストレスマネジメント講座や精神保健講演会等により、こころの健康についての啓発活動を進めます。また、関係機関等とのネットワークを強化することで、こころの病気やストレスに対処できる環境づくりを推進していきます。	保健予防課 保健センター

(3) 様々な問題や悩みに応える相談体制の充実

No.	事業名	事業概要	担当課
19	★子どもと家庭の総合相談	子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センターでは、子育て家庭の多様なニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートするとともに、子育ての悩みや不安に関する相談に応じて適切なサービスにつないでいきます。また、子どもの育ちの環境が適切に確保されるよう、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。	子ども総合センター
20	★高齢者とその介護者のための相談	区内10か所の高齢者総合相談センターで、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の資格を持った職員が連携しながら相談業務等を実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で暮らしを継続できるよう支援していきます。	高齢者支援課
21	★障害者のための相談	障害者がいつでも相談ができ、地域で安心して生活ができるよう、障害者の地域生活を支えるための拠点として「区立障害者福祉センター（身体）」、「区立障害者生活支援センター（精神）」及び「シャロームみなみ風（知的）」で土・日曜日も含め相談支援を実施します。	障害者福祉課

No.	事業名	事業概要	担当課
22	★生活困窮者の自立支援の推進	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困っている方からの相談に対応する「生活支援相談窓口」を設置し、自立相談支援事業、居住確保給付金の支給及び就労準備支援事業等の各種支援事業を実施します。	生活福祉課 生活支援担当課
23	★多重債務特別相談	深刻化する多重債務問題を総合的に解決するため、月1回、弁護士、生活支援相談員、消費生活相談員等による総合的な多重債務特別相談を行います。	消費生活就労支援課
24	★パートナーからの暴力に関する相談	DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者からの相談や証明書発行、保護命令の申し立ての支援など、被害者の保護及び自立に向けた様々な支援を行います。	男女共同参画課
25	★悩みごと相談室	さまざまな悩みごとを、問題解決に向けて相談員と一緒に考えます。また、区・都の関係機関、警察、各種団体などで構成される女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、関係機関との連携を強化します。	男女共同参画課
26	★保健センターにおける健康相談	乳幼児から高齢者まですべての区民を対象に、健康な地域づくりを目指して、病気や障害の有無に関わらず自分にあった健康生活を維持・増進できるよう、保健師、栄養士、歯科衛生士が生活の中の健康問題に対する相談及び支援を行います。	保健センター
27	★在宅療養・がん療養に関する相談	「在宅医療相談窓口」では、区民が安心して在宅療養できるよう、医療を中心とした様々な相談に対応します。また、「がん療養相談窓口」では、がん療養に関する相談を受け、必要な調整や情報提供を行います。	健康づくり課
28	精神保健相談（うつ専門相談含む）	こころの健康の保持増進と向上を目指し、精神疾患の早期発見、早期治療の促進のため、精神科医師による相談を行います。	保健センター
29	親と子の相談室	子育ての疲れや精神的な問題、親と子が抱える悩みについて精神科医やカウンセラーが相談、助言を行います。	東新宿保健センター
30	外国人相談窓口の運営	日常生活等の悩み事や、わからないことについて気軽に相談できる多言語（英語、中国語、韓国語、ネパール語、ミャンマー語、タイ語）による相談窓口を設置・運営します（区役所及びしんじゅく多文化共生プラザ）。	多文化共生推進課

No.	事業名	事業概要	担当課
31	消費生活相談	商品の購入・契約など、消費生活に関するトラブルでのあっせん解決のため、消費生活センターにおいて、消費生活相談員による電話相談、来所相談、地域への出張相談、個別訪問相談等を行います。また、消費生活相談の解決力強化のため、弁護士相談を行います。	消費生活就労支援課
32	障害者福祉センターの管理運営	障害者の地域での自立生活を支援するため、障害者に対する相談・福祉情報の提供、福祉サービスの利用支援などを行う障害者福祉センターの管理運営（指定管理者）を行います。	障害者福祉課
33	障害者生活支援センターの管理運営	精神障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を行います。	障害者福祉課
34	高齢者総合相談センターの機能の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、高齢者総合相談センターの相談体制の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して関係機関との連携強化を図り、地域ネットワークの構築を進めます。	高齢者支援課
35	婦人相談員の活動	女性相談についての専門相談員を配置し、適切な相談及び指導を通じて福祉の向上を図ります。	生活福祉課
36	子どもから若者までの切れ目のない支援の充実	子ども家庭・若者サポートネットワークの活用を中心に、各関係機関の連携を強化し、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を行うとともに、子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用した「子ども・若者総合相談窓口」において、子ども・若者育成支援に関する必要な情報提供及び助言を行います。	子ども家庭課 子ども総合センター
37	家庭相談員等の活動	「母子・父子自立支援員」は、ひとり親家庭の悩みごとの相談や自立に必要な援助を行います。「家庭相談員」は、結婚や離婚等の夫婦の問題、嫁と姑、親子関係など様々な悩みなどの相談を受け、問題解決について助言します。	子ども家庭課
38	母子保健事業	生後4か月以内の乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況を把握します。また、乳幼児健康診査を通して、母の育児不安を把握し、必要なサポートを行います。	健康づくり課 保健センター

No.	事業名	事業概要	担当課
39	医療安全相談窓口の運営	医療法に基づき、「患者の声相談窓口」を設置し、区民からの区内診療所・歯科診療所で行われている医療に関する様々な苦情や相談への対応等を行います。	衛生課
40	精神障害者への支援	精神障害者やその家族等が地域で安定した生活を送ることができるよう、デイケア、アウトリーチ支援や入院中の精神障害者に対する退院支援等を行います。	保健予防課 保健センター
41	難病対策事業	難病医療費助成申請時の面接相談、難病療養相談、難病講演会等を通じて、難病患者の方やその家族等に対して療養相談や普及啓発を行います。 また、当事者の情報交換、交流の場として「しんじゆく難病サロン」を開催し、療養生活の支援を行っています。	保健予防課 保健センター
42	保健師による健康相談	こころの不調に悩んでいる方に対し、保健師による個別相談を通して、必要な助言や支援等を行います。	保健センター
43	教育センターの教育相談	教育センターの教育相談室は、幼児・児童・生徒及び保護者等からの教育上のさまざまな悩みについて、臨床心理士による面接相談や電話相談を行います。 また、休日・夜間には、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」にて専門のカウンセラーが対応し教育相談体制の充実に努めます。	教育支援課
44	教育相談体制の充実	全小・中学校に、臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安に対して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行うとともに教職員との連携を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。	教育支援課

(4) 自殺対策を支える人材育成

※(仮)は現在検討中の事業です。

No.	事業名	事業概要	担当課
45	★ゲートキーパー養成研修 (区職員向け)	自殺のリスクを抱えた区民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える職員を育成するために、新任研修、主任主事昇任時に、ゲートキーパー養成研修を実施し、自殺対策やゲートキーパーに関して正しく学ぶ機会とします。	健康政策課
46	★ゲートキーパー養成講座 (区民向け)	身近な地域で支え手となる区民を養成することで、誰もが自然にゲートキーパーとしての役割が取れるようなつながりのある地域づくりを目指します。	健康政策課
47	★(仮)自殺対策に関わる 保健師等の専門職員等向け 研修	保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、養護教諭等、自殺リスクのある若者に接する可能性がある専門職員向けに研修を行い、自殺の危機介入への適切な対応を身に付ける研修を実施します。	健康政策課
48	★新宿区自殺防止対策相談 窓口対応ハンドブックの作 成・配布	区役所に勤務する職員一人ひとりがゲートキーパーとなり、困りごとや悩みごとの解決に向けて丁寧に対応していくためのハンドブックとして、作成・配布しています。	健康政策課
49	区職員として必要な知識の 習得、能力の向上	基礎的な知識や専門知識を深める研修を実施し、能力の向上と視野の拡大を図ります。(区職員向けゲートキーパー養成研修も実施)	人材育成等 担当課

(5) 自殺未遂者や遺された人への支援

※(仮)は現在検討中の事業です。

No.	事業名	事業概要	担当課
再掲 47	★(仮)自殺対策に関わる 保健師等の専門職員等向け 研修	保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、養護教諭等、自殺リスクのある若者に接する可能性がある専門職員向けに研修を行い、自殺の危機介入への適切な対応を身に付ける研修を実施します。	健康政策課
50	★遺族者支援用リーフレット の作成・配布	自殺が遺族等に及ぼす深刻な心理的影響や経済的影響が緩和されるように、相談窓口等を掲載した遺族者支援用リーフレット「大切な人を亡くされたあなたへ」を作成し、平成22年度から区の施設や関係機関等で配布しています。	健康政策課

【2 重点施策】

(1) 若年層への支援の強化

※(仮)は現在検討中の事業です。

No.	事業名	事業概要	担当課
51	★(仮)相談窓口自動案内とハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業	インターネットで自殺に関することを検索した人に広告を掲載し、特設サイト上でその人に最適な社会資源を紹介し、生活課題の解決を支援します。	健康政策課
52	★(仮)若者の相互支援によるゲートキーパーの育成	学生(主に大学生)を対象とし、「ストレスや悩みをセルフケアする力」と、「身近な人の悩み相談に応える力」を学ぶ内容で若者の身近な支え手を増やし、若者の自殺予防を推進します。	健康政策課
再掲 47	★(仮)自殺対策に関わる保健師等の専門職員等向け研修	保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、養護教諭等、自殺リスクのある若者に接する可能性がある専門職員向けに研修を行い、自殺の危機介入への適切な対応を身に付ける研修を実施します。	健康政策課
再掲 8	★相談窓口を紹介した冊子等を活用した、区民への情報周知	自殺予防対策として、悩みを抱えた区民が早期に相談窓口につながるよう、相談先を掲載した冊子等を作成配布するとともに、庁内関係部署が主催するイベントなどで相談窓口の周知を図ります。	健康政策課
再掲 9	★若者向けイベントにおける啓発・周知	若者向け相談窓口周知用冊子を作成し、「若者のつどい」や「はたちのつどい」など、若者を対象としたイベントにおいて配布し、相談窓口の周知を図ります。	健康政策課
53	★こころの健康に関する普及啓発パンフレットの配布(10歳代向け)	こころの健康について正しく理解し、こころの不調に本人や周囲の人が早めに気づいて対応できるように、病気の基礎地域や相談先等も掲載されたパンフレット「気づいて!こころのSOS」による普及啓発を行います。	保健予防課 保健センター 健康政策課
54	★出産・子育て応援事業	妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康保持の増進、産後うつ予防、虐待防止を図るため、すべての妊婦が、妊娠期から保健師等の専門職に相談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。	健康づくり課 保健センター
再掲 29	★親と子の相談室	子育ての疲れや精神的な問題、親と子が抱える悩みについて精神科医やカウンセラーが相談、助言を行います。	東新宿保健センター

No.	事業名	事業概要	担当課
55	★児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	平成30年度から、区立小学校、中学校、特別支援学校において、命の大切さ、様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるためのSOSの出し方に関する教育をDVD教材等を活用して実施します。	教育指導課

(2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援

No.	事業名	事業概要	担当課
再掲 22	★生活困窮者の自立支援の推進	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困っている方からの相談に対応する「生活支援相談窓口」を設置し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給及び就労準備支援事業等の各種支援事業を実施します。	生活支援担当課
56	だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて、障害の有無や年齢・性別を問わず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、働きたいのに働けにくいすべての人に対して就労支援事業及び無料職業紹介事業を実施し、総合的な就労支援を行います。	消費生活就労支援課
57	拠点相談事業	拠点相談所「とまりぎ」で、ホームレスからの相談に社会福祉士及び精神保健福祉士が対応し、適切な情報提供や自立阻害要因の把握等、具体的な自立支援のための助言を行います。また、法律、心理、借金、健康、アルコール等に関する専門相談員を配置し、相談を実施します。	生活福祉課

(3) 高齢者への支援

No.	事業名	事業概要	担当課
58	★高齢者総合相談センターの運営	区内10か所の高齢者総合相談センターで、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の資格を持った職員が連携しながら相談業務等を実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で暮らしを継続できるよう支援していきます。	高齢者支援課
59	★高齢者総合相談センターの機能の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、相談体制の充実を図るとともに、地域ケア会議をはじめ地域におけるネットワーク会議等を活用して、関係機関との連携強化を図り、地域ネットワークの構築を進めます。	高齢者支援課

第4章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策の推進体制

(1) 新宿区自殺対策推進会議（平成 30 年度設置）

区長を会長とし、関係部長等を構成員とする庁内の会議体として設置しており、庁内全体の連携及び総合的な自殺対策の推進について協議します。

新宿区自殺対策推進会議

会 長：区長

副会長：健康部長

委 員：関係各部長

【所掌事項】

- (1) 新宿区における自殺総合対策に関する施策の推進及び調整に関すること
- (2) 新宿区自殺対策計画の策定に関すること
- (3) 新宿区自殺対策計画の進行管理に関すること
- (4) その他自殺総合対策に関して必要と認められる事項

【幹事会の設置】

会 長：健康部長

副会長：健康部副部長

幹 事：関係各課長

なお、平成 19 年度から 29 年度までは、健康部長及び関係各課長を構成員とする「新宿区自殺対策検討会」を設置し、自殺対策に取り組んできました。

(2) 新宿区自殺総合対策会議（平成 21 年度設置）

自殺対策に係る相談体制の強化及びネットワークの構築を目的に、学識経験者、医療・福祉等の関係機関、若者支援団体等の委員で構成し、自殺対策に関する情報共有や施策の提言等を行います。

新宿区自殺総合対策会議

会 長：学識経験者

委 員：学識経験者、医療・福祉等地域団体、自殺防止等の活動を行っている民間団体、行政機関

【所掌事項】

- (1) 区からの依頼に基づき、区における自殺防止に関する知識の普及啓発、自殺防止のための施策に係る提言を行うこと
- (2) 関係各機関における自殺対策の実施に必要な情報の共有その他必要な連絡調整を行うこと
- (3) その他自殺対策の実施に関する事項

【部会の設置】

- ・総合対策会議には、専門的な検討を行うため必要に応じて部会を設置できる。
- ・平成 26 年度に「若者支援対策専門部会」を設置し、若者支援対策について検討を進めた。
- ・平成 30 年度は、自殺対策計画を策定するため「若者支援対策専門部会」を休会とし、「自殺対策計画検討部会」を設置し検討を進めた。

2 計画策定経過

(1) 新宿区自殺対策推進会議経過

	推進会議	幹事会	主な議事内容
平成30年			
1		5月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策計画の策定について 自殺対策関連事業調査について
2	5月28日(月)		<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策計画の策定について 自殺対策関連事業調査について
3		8月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策計画(素案たたき台)について
4	10月19日(金)		<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策計画(素案)について

(2) 新宿区自殺総合対策会議経過

	総合対策会議	計画検討部会	主な議事内容
平成30年			
1	6月28日(木)		<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策計画の策定について 計画(骨子案イメージ)について 30年度自殺総合対策事業の取組について
2		8月3日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定スケジュール等について 計画(素案たたき台)について
3		8月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 計画(素案たたき台)について

(3) パブリック・コメントの実施結果

募集期間	意見件数

第5章 資料編

1 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

最終改正：平成28年法律第11号

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者

との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（抄）※平成 27 年法律第 66 号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二（略）

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附則（抄）※平成 28 年法律第 11 号

（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 （略）

2 新宿区自殺対策推進会議設置要綱

30 新健健企第 266 号

平成 30 年 4 月 25 日

区 長 決 定

(設置)

第 1 条 新宿区における自殺総合対策について、庁内連携を図り総合的に施策を推進するため、新宿区自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新宿区における自殺総合対策に関する施策の推進及び調整に関すること。
- (2) 新宿区自殺対策計画の策定に関すること。
- (3) 新宿区自殺対策計画の進行管理に関すること。
- (4) その他、自殺総合対策に関して必要と認められる事項

(構成)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、区長とする。
- 3 副会長は、健康部長とする。
- 4 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、必要に応じてその他の委員を任命することができる。

(会議)

第 4 条 推進会議は会長が招集し、主宰する。

- 2 会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第 5 条 推進会議に幹事会を設置する。

- 2 幹事会の会長は、健康部長とする。
- 3 副会長は、健康部副部長とする。
- 4 幹事会は、健康部長が招集し、主宰する。
- 5 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 幹事会は、会長が指定する別表 2 の職にある者をもって充てる。

(部会の設置)

第6条 幹事会に、部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康部健康政策課が担当する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

3 新宿区自殺総合対策会議設置要綱

21 新健健企第 640 号

平成 21 年 6 月 2 日

健康部長決定

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 3 日一部改正

(設置)

第 1 条 新宿区（以下「区」という。）における自殺対策の実施に関し区への提言を行うとともに、関係各機関における自殺対策の実施に係る情報の共有化その他の連絡調整を行うため、新宿区自殺総合対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区からの依頼に基づき、区における自殺防止に関する知識の普及啓発、自殺防止のための施策に係る提言を行うこと。
- (2) 関係各機関における自殺対策の実施に必要な情報の共有その他必要な連絡調整を行うこと。
- (3) その他自殺対策の実施に関する事項

(組織)

第 3 条 対策会議は、25 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分により、区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内医療、福祉等地域団体の構成員
- (3) 区内事業者（法人その他の団体にあつては、その構成員）
- (4) 自殺防止等に関する活動を行っている民間団体の構成員
- (5) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の謝礼)

第 5 条 委員の謝礼は、以下のとおりとする。なお、区外郭団体、行政機関、その他謝礼不要と回答のあつた委員については、謝礼は発生しないこととする。

- | | |
|--------------------------------|----------|
| (1) 学識経験者 | 20,000 円 |
| (2) 区内医療、福祉等地域団体の構成員 | 10,000 円 |
| (3) 区内事業者（法人その他の団体にあつては、その構成員） | 10,000 円 |

(4) 自殺防止等に関する活動を行っている民間団体の構成員 10,000 円

(会長)

第6条 対策会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第7条 対策会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、対策会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第8条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 対策会議には、第2条に掲げる事項につき専門的な検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 対策会議の庶務は、健康部健康政策課が担当する。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。